

2013年8月22日  
首都圏青年ユニオン  
執行委員長 武田 敦

## 首都圏青年ユニオン声明 「秋田書店「見解」はブラック企業の開き直りである」

2013年8月20日、消費者庁は、「少年チャンピオン」などの発行で知られる秋田書店に対して景品表示法違反（有利誤認）で措置命令を出した。このことは消費者庁が発表するやいなや、マスメディアでも大きく報道され、社会的反響を呼んでいるところである。

この不正をやめるように社内で訴えてきた女性社員に対して、2012年3月、秋田書店は、なんらの事実にも即した根拠も示すことなく懲戒解雇をおこなった。

女性社員が加入する首都圏青年ユニオンは、秋田書店と団体交渉をおこない不当解雇の撤回と不正をやめることを訴えた。秋田書店は、首都圏青年ユニオン側が繰り返し不正を指摘したことに開き直り続け、さらに女性社員に対する根拠のない懲戒解雇の撤回を拒否して現在に至っている。女性社員と首都圏青年ユニオンは、事態解決に向けて2012年夏に消費者庁への資料提供をおこなった結果、今回の秋田書店への措置命令が出されたものであり、私たちの主張の正しさを確信している。

しかしながら、秋田書店は、毎日新聞2013年8月21日付夕刊報道を受けて、「【社告】毎日新聞の報道に対する弊社の見解について」という文書をウェブ上に掲げている。この中で、「解雇の理由は、元社員が賞品をほしいままに不法に窃取したことによるもの」としているが、こうした事実は一切、存在しない。こうしたことを根拠なく主張し懲戒解雇をおこなったこと自体が許しがたいことである。消費者庁からの措置命令を受けて、秋田書店の問題解決に向けた誠実な対応を期待していたが、秋田書店は今もなお開き直り続けている。

首都圏青年ユニオンと当該女性社員は、懲戒解雇撤回に向けて裁判を準備中である。秋田書店が行った数々の信じがたい違法行為については、法廷の場で明らかにされ、秋田書店は法廷の場でも社会的にも厳しく裁かれることになるだろう。

読者・社会をあざむく違法な業務指示を会社ぐるみで行い、さらに不正をやめるように訴え続けた労働者を事実無根の理由で懲戒解雇したブラック企業・秋田書店を許さず、首都圏青年ユニオンは徹底してたたかう決意である。首都圏青年ユニオンとブラック企業・秋田書店との正面からのたたかいに対して、多くの方の注目と支援をお願いするものである。